

10月から変わります 介護保険施設などの利用料

介護保険制度は、保険料と税金で支えられています。高齢社会の進展により、費用を効率化・重点化することが必要です。また、在宅者と施設利用者との、公平性も求められます。このようなことから、低所得者の方に配慮しながら、介護保険施設での利用者が負担する費用の見直しが行われます。

1 「居住費」や「食費」は 介護保険の給付の対象外

◇介護保険サービスでは、「居住費」や「食費」は、保険給付の対象外となり、在宅の場合と同じように、利用者の方にお支払いいただくことが原則となります。

◇今回の見直しで保険給付の対象からはずれるものは、次の費用です。

①介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）での「居住費」および「食費」

②ショートステイ（短期入所生活保護、短期入所療養介護）での「滞在費」および「食費」

③デイサービス（通所介護）、

デイケア（通所リハビリテーション）での「食費」

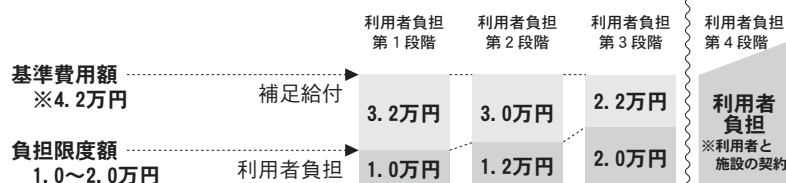
2 所得の低い方には 居住費・食費が 低く抑えられています

所得の低い方には負担の限度額を設定

施設には補足給付（Ⅱ特定入所者介護サービス費）を支給

◇居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用（Ⅱ基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（Ⅱ補足給付）を新たに設けます。

補足給付の仕組み（食費の場合）



※施設において現に要した費用が平均的な費用を下回る場合には、現に要した費用が基準費用額となります。

3 このほか所得の低い方に 関する施策

①高額介護サービス費の見直し（利用者負担第2段階の方）

◇現在、保険給付の1割は利用者の方に負担いただいているが、1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、 （課税年金収入が80万円超266万円未満の方など） 利用者負担第2段階以外の方
第4段階	・上記以外の方

施設入所されている方の約6割（特養の場合は8割）が該当

◇補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階から第3段階の方で、具体的には、次のとおりです。

高額介護サービス費の
支給の負担上限額を
引き下げ

現行 24,600円/月

見直し後15,000円/月

※在宅。施設共通。10月から適用

る仕組み（高額介護サービス費の支給）があります。◇利用者負担第2段階の方については、この負担上限額を引き下げることとしています。

Q & A

Q 年金収入も少ないので、居住費・食費の負担が軽減されると思うのですが、どのような手続きを取ればよいのですか。

A 利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費・食費の負担が軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて、施設の窓口提出する必要があります。申請手続きは高齢者福祉課で行っています。

くわしくは、現在利用されている施設または市高齢者福祉課（☎62-5308）へお問い合わせください。